(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十二号
(三) 占用を制限する区域　北海道野付郡別海町上春別一二八番七から同町上春別一二七番一四まで
(四) 制限の対象とする占用物件　北海道野付郡別海町上春別一二五番二一地先から同町上春別一二四番一六まで
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成二十九年十月三日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

国会事項

衆議院

辞令

（警務部防災課長）衆議院参事　久保田英憲
願により本職を免ずる（九月三十日）

人事異動

内閣

浜田　昌良
復興副大臣に任命する

赤間　二郎（あかま二郎）
内閣府副大臣に任命する

長沢　広明
復興副大臣
願に依り本官を免ずる（以上九月二十七日）

○環境大臣臨時代理　国務大臣　**齋藤**　健
環境大臣中川雅治海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　**齋藤**　健
内閣府特命担当大臣中川雅治海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力防災担当）事務代理を命ずる（以上九月二十九日）

法務省

大野　重國　山本　修三
検察官・公証人特別任用等審査会委員に任命する
公証人分科会に所属させる
任期は平成二十九年十二月三十一日までとする（各通）

河村　吉晃　小**西**　敏美
検察官・公証人特別任用等審査会委員を免ずる（各通）

検事　濱　克彦
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする

同　佐藤　淳
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（副検事の選考のための試験担当）の併任を解除する

同　吉川　崇　同　保坂　和人
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする（各通）

同　田野尻　猛
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）の併任を解除する（以上九月二十五日）

環境省

（国立研究開発法人国立環境研究所監査室長）　野口　正一
大臣官房付に採用する
辞職を承認する（九月三十日）

最高裁判所

大阪簡易裁判所判事　吉田　進
小松簡易裁判所判事に補する（九月二十八日）

○定年退官
簡易裁判所判事和気明博は九月二十七日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

正五位に叙する
田谷　幸奏
小國　武良
坂田　武司

従五位に叙する（各通）
東　晃　岡田　秀夫
關　達二
辻　熙　松村　清

正六位に叙する（各通）
島村　龍彦
沼　健

従六位に叙する（各通）
栗田　一美　清水　康裕
高見　照文

正七位に叙する（各通）
山形　典夫

従七位に叙する（以上八月二十四日）
（一橋大学名誉教授）　高橋　一

正四位に叙する
女屋　至誠

正五位に叙する
太田　七郎　**奥**間　偉功
濱田　貞幸

従五位に叙する（各通）
石川　勝雄　麻植　輝雄
河本　正義　菊池　映二
田中　久保　中川　晃

正六位に叙する（各通）
奥山　泰男　白田善次郎
従六位に叙する（各通）（以上八月二十五日）
津田　功

従五位に叙する
木村　史郎
中永惠美子

正六位に叙する（各通）
岡崎　孝夫　小笠原　武
草野　妥彦　是枝秀二郎
関　登　廣野　雅美
柳崎　静隆

従六位に叙する（各通）
青木　義彦　黒川　強
田中　昭典　中村　可知

正七位に叙する（各通）
大平　道夫　野林　昭三

従七位に叙する（各通）（以上八月二十六日）
吉田　一彦

従三位に叙する
正八位

従五位に叙する（各通）
天野　禎

正六位に叙する（各通）
遠藤　繁男　河合　淳一
野村　節夫　原　正雄
山田　義弘

従六位に叙する（各通）
池田健一郎　金子　貞治
佐々木　悟　十一　光彦

正七位に叙する（各通）（以上八月二十七日）
大野　欽也
齋藤　邦彦
望月　久次
木村　史郎
齋藤　準
平野正人生
京　秀宣
佐光　利春
細谷　晋
小松　春男
田中　昭典　中村　可知　山口　俊彦
岩村　利衛
徳永　富弐　西村　勝
（二等陸佐）　八木　晃
渡邊　丞
岡田　康繁
堀井　一代
横山　榮一
久保　愼邇
島田　徹也
三牧　克英
工藤　民雄
千野　俊次